

産前産後期間における国民健康保険税の免除について

1 概要

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」が令和5年5月19日に公布されたことに伴い、出産する被保険者に係る産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）の所得割保険税及び被保険者均等割保険税を免除する規定を整備するため、福生市国民健康保険税条例及び福生市国民健康保険税条例施行規則の一部改正を行おうとするもの。

2 改正の内容

(1) 免除の対象者

出産する予定の被保険者または出産した被保険者

(2) 減額する額

出産被保険者の出産予定日（又は出産の日）の属する月（以下、「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合は3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額

(3) 費用負担

公費（国 1/2、都 1/4、市 1/4）

3 施行日

令和6年1月1日

【参考】減額のイメージ

2月1日を出産予定日（出産日）とした場合

	出産予定月							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
世帯主（被保険者）	減免無							
世帯員（ <u>出産被保険者</u> ）		※	※	免除	免除	免除	免除	
世帯員（被保険者）	減免無							

※ …多胎妊娠の場合は免除